

(卒業の認定に関する方針)

- ・ 所定の修業年限在籍し、所定の時間数を取得したものについて卒業認定をする
- ・ 各科目の認定基準については、学年の評定が D 以上であり、且つ 5 分の 4 以上の出席とする
- ・ これら要件を満たさない者には、追試、補講等による学習を行い、支援する。